

〈 1. 書評論文 〉

1-2. 聾者・聴覚障害者への情報保障の可能性

——タイムラグの再検討——

金澤貴之『手話の社会学——教育現場への手話導入における当事者性をめぐって』

(生活書院、2013年)

飯塚 諒

1 はじめに——なぜ情報保障を議論するのか

耳の聞こえない者は聴覚に障害がある聴覚障害者である。そのように語られ続けられていた「ろう者」像は、1995年の「ろう文化宣言」により大きな転換をみせた。「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」(木村・市田 1996: 8)。この宣言は、障害を社会構築物として捉え、解消責任を社会へ問うた障害の社会モデルの見知と異なった観点から、ろう者を言語的・文化的文脈で解釈し、「言語的マイノリティ」として定義し直す試みである。しかし、今日まで教育現場において日本手話の導入は積極的になされていない。

なぜ、当事者が日本手話の必要性を主張し続けているにも関わらず、近年まで日本手話が十分に肯定されていないのか。著者はこの問題関心をもとに、ろう学校などの教育現場における「意志決定の場」に参加し、ディスコース分析を行う。ここでは、聴者の価値判断を基準に決定づけられる指導の方向性や、当事者主体ではない権力関係が内在していることを明らかにし、今日までの教育現場で「当たり前」とされる価値基準や、それに付随する意志決定の構造的なシステムの問題を提起する。著者の議論はそれにとどまらず、聾者が聴者中心の社会に参加する事例(例えば聾者が大学に入学するなど)を取り上げ、そこで行われる日本語による情報保障は、日本語を母語としていない聾者に対して、根本的に不利である事と、日本手話通訳者を介したとしても、タイムラグが発生し、聾者が話し合いに参加できない構造を明らかにする。

本稿ではそれらの議論を受け、情報保障の可能性について探求することを目的とする。具体的には、本書で議論されている聾者中心の情報保障に対して、情報保障を日常的に必要とする難聴者や中途失聴者の事例をもとに、情報保障の意味づけを再検討し、再構築することを目指す。

予め断っておきたいことは、本書では教育現場における日本手話の導入についての議論が中心であるのだが、本稿は教育現場についてあれこれ議論するものではない。本稿は、教育現場における手話の導入を支持しつつも、それに派生する情報保障の構築が、聾者中心に行われていることに関して議論を提起するものである。

ではなぜここで、わざわざ情報保障について議論する必要があるのか。それは、「教育現場においてなぜ日本手話の導入が積極的にされていないのか」という本書の問いの根本的な理由のひとつとして、「日本手話の環境下で育つと日本語中心の社会の生活に困るからである」という教員側（聴者）の判断があるためである。そうした判断をとらせている背景には、聾者が聴者とコミュニケーションをとる場面を前提として、「聾者自身が聴者とコミュニケーションをとれるスキルを身につけることが生きていくために必要である」という聴者の価値判断がある。その点で「聾者と聴者との関係は、理屈として理解し合えばよくなるというものではない。『話せばわかる』のではなく『話ができない』ということである」（本書：48）、「聴者と聾者が同じ場において快適な環境を作るためには、音声抜きの手話言語で会話が進行される必要がある」（本書：52）、「理想的には、聴者も手話を使って、聾者的なスタイルで全員が議論するしかない」（本書：72）という本書の整理では、教員達の心配事である「聾者が聴者中心の社会の中で、どうやって生きていくか」について十分な答えが用意できていない。そして、本書においては、こうした情報保障の問題から教育の意志決定の構造自体へと議論がシフトしていくことになる。

だが、教育現場に日本手話を導入させるためには、教育の意志決定システムの構造の問題以外にも、聴者中心の社会において、「聾者が聴者とどのようにコミュニケーションが構築可能であるのか」についてなにかしらの解決策を提示する必要があり、情報保障の議論はその要であると評者は考えている。

さらに聴者と聾者のコミュニケーションの構築を検討するにあたって、教員（聴者）を対象とした聾教育のみの議論に限定してしまうと、「聾者自身が」いかに聴者とコミュニケーションをとるスキルを身につけるかといったような形で、聾者の個人的な事柄として情報保障の問題が回収されてしまう恐れがある。コミュニケーションの問題は、聾者だけではなく、聴者にもある。ここでは、教育において聾者がなにかしらのスキルを身につけるのがよいとする「個人的な事柄」ではなく、日本手話で育った聾者と、日本語で育った聴者が、どのようにコミュニケーションが構築可能であるかを相対化して考える必要がある。その上で、聾者と聴者をつなぐ「情報保障」という観点から検討することにより、「聾者が聴者中心の社会で生きていく上で、口話主義教育に固執する必要はない」という議論を導くことができる。つまり、具体的には聾者が聴者とのコミュニケーションをとるにあたって、通訳の問題とはどのような現象であり、そしてそれがどのように解釈可能であるのかについて、聴者に理解可能な形で議論することが求められている。

2 本書の内容

2.1 なぜ教育現場に日本手話が肯定されないのか

本書の問題意識の一つには、日本手話を認めた聾学校がなぜ公的に設立されないのか、そして、「なぜ、従来からある聾学校の枠組みの中では日本手話の使用を肯定的に受け止めき

れずにいるのだろうか」(本書: 15) という点がある。著者はこれらの現象を明らかにするため、教育現場(幼稚園・小学部・中学部・大学など)における意志決定のされ方の分析を行う。具体的には、教員へのインタビューや教育の意志決定がされる会議などに参与し、成員の会話を分析する。本書のポイントとしては、聾の公的な教育における日本手話の導入をめぐる議論は日本手話を日本語より劣ったものとして評価し続けた歴史的な流れがあるように、教育現場の内部の成員の抱える事情なり聴者の価値観基準によって評価されている点である。言い換えれば、「聞こえないより聞こえた方がいい」という聴者の価値基準を中心として聾教育の指針が決められているという構造的な問題を明らかにする。例えばその聴者の価値基準を中心とした判断として、日本手話の位置づけは「聾教育において従来から価値的であったもの——日本語の獲得——と結びつくかどうかで、その価値づけが決定される」(本書: 193) という現状がある。また、「聾学校というディスコース空間はほとんどが聴者によって構成されているため、その空間内でのディスコースは聴者に支配的な形で配分されている」(本書: 193) のである。

つまり、聾教育において一貫していえることは、「聴者中心であること」「日本語を取得することが、教育の第一義であること」であり、聴者中心の社会において生きる術を身につけることを前提として、構築されているという特徴がある。そのため、教師(聴者)にどれほど日本手話の意義が理解されようとも、それは日本語とは別の言語であり、「日本語中心社会においては役に立たないもの」「コミュニケーションの一つのツール」として捉えられ、日本語獲得を第一義とする教育的現場には肯定的に受け止められなかったのである。

特に特徴的なデータは、の中学部のP教員のインタビューの語りにある。「P: この子たちが社会に出たとき、どれだけ周りの人が手話をやってくれるかっていう問題もあるでしょうし」(本書: 135)。現在の社会は聴者中心に構築されており、口話のコミュニケーションが中心である。お互いが手話を用いて会話をすれば、困難はうまれないのだが、今の社会はそうではないことを指摘している。そのため「社会に出たときのことを考えると、やっぱり口話が使えないと」(本書: 135) のように、聴者中心の価値基準から、聴者中心の社会へ参加することが前提とされている。その場合、教育において聾者にとって必要とされるであろうものが聴者のコミュニケーション方法にあわせた「口話」となるのである。

さて、これらの教員(または多くの聴者)に対して、どのようなアプローチが可能であろうか。本書のように、「聾学校というディスコース空間はほとんどが聴者によって構成されているため、その空間内でのディスコースは聴者に支配的な形で配分されている」(本書: 193) という問題提起のもと、聾者中心のディスコースへと再構築するアプローチが一つであろう。その場合に、教育の意志決定の場の構造的な問題について議論することが目指されることになる。本稿では、もう一つのアプローチとして教員(または多くの聴者)に対して、「どのように聾者が聴者中心の社会で暮らすことが可能であるのか」についてより議論し理解してもらう必要があると考える。具体的には、聾者が日本手話で学び「聾者」として自己を形成した後、情報保障をどのように構築し、聴者中心の社会へ参加することができるか

について、より理解可能な形で提示する方法をとる。したがって、本稿においては「情報保障」について議論をしていくことになる。

2.2 情報保障の問題と位置づけ

本書では、大学など聴者中心の社会へ参入する際の情報保障の問題が提起されている。そして、その根本にあるのは「タイムラグ」の問題である。例えば、会議の事例では、聴者による音声言語のやりとりにおいて、「(聴者は)相手の話が終了する直前に割って入る形で別の話者の発言がなされる。その一瞬のタイミングにおいて、手話通訳のタイムラグが発生してしまうため、(聾者は)口を挟むことができない」(本書:71)とする。つまりこれは、タイムラグが発生しているため、会話の構造上、聾者は発言ができないことを意味する。また、「手話通訳を介しながらも、司会者を設け、発言をする際のルールを厳格に決めておく方法が考えられる」が「約束事は日常的な習慣に制約をかけることになるため、簡単に破られてしまうことが多い」(本書:72)と分析される。

すなわち、「ほとんどの場合はそれ(聴者が日本手話を用いること)ができないために、(訳)手話通訳を介するなど、次善の策をはかることになる」(本書:52)のだが、たとえ手話通訳や要約筆記、パソコン通¹があったとしても「通訳を介する以上、基本的に(「タイムラグ」の問題は)解決不可能と言うほかない」(本書:71)とし、「理想的には、聴者も手話を使って、聾者的なスタイルで全員が議論するしかない(聾者が聴者的なスタイルで議論するのは不可能である)」(本書:72)と主張する。総じて、本書の情報保障とは「聾者が聴者と同様に参加する権利を保障するために用意されるもの」(本書:67)とするが、タイムラグなどの問題から聾者が「議論に参加することまでは保障しきれない」(本書:71)と結論づけている。

たしかに聾者を主体とした情報保障の構築において、聴者の社会(聴者のコミュニケーション方法)に参与する場合、これらの問題は解決不可能であると整理されるであろう。

本稿では、これらの「次善の策」として片付けられている情報保障の可能性を別の観点から問う。具体的には、日本手話を扱う聾者のみならず、手話を扱わない難聴者や中途失聴者における情報保障の事例を通して、聾者の立場で構築された情報保障の問題へ新たな視座を与え、還元することを目的とする。例えば、本書において情報保障を「聾者が聴者と同様に参加する権利を保障するために用意されるもの」(本書:67)として捉え、いかに聴者と聾者を対等にするかという側面から、情報保障を問題化している。しかし、それに対し、本稿の視座とは、聾者と聴者の言語を相対化し、情報保障を「コミュニケーション自体を再構築する場」として捉えなおすことにある。つまり、本稿は、言語共同体の違いによりコミュニケーションがとれない状況を主張する本書の立場を引き受け、お互いの言語の橋渡しをする通訳者の必要性を強調する。その上で、本書にて描かれた避けては通れないタイムラグの

1 パソコン通訳……音声情報をパソコンなどで議事を取り、情報を文字化して聴覚障害者や聾者へ視覚的に伝える情報保障の一形態。

課題をどのように再構築が可能であるのかを、難聴者の情報保障の事例から検討するものである。

3 概念や研究対象の整理

まずこれらの議論を展開する前に、「聾者」「難聴者」「中途失聴者」と「日本手話」「日本語対応手話」「日本語」の概念の整理や、著者と評者の研究対象、情報保障の位置づけの違いについて記述する必要がある。

3.1 日本語対応手話（手指日本語）の進出

日本手話を「手話」と表現するのを避けたのは、「日本語対応手話」と混合する可能性があるからである。本書では、「(日本語対応手話や) 手指日本語は、手指というモードで表現された日本語」(木村 2011: 16) であり「手話の単語を借りて(使って) 日本語を表現したもの」(木村 2011: 16) であるとされる。つまり、「日本語対応手話」とは日本語をベースにして、それに対応したジェスチャーを表したものであるという整理がなされる。これに従えば、日本語対応手話(手指日本語)とは日本語であり、言語的マイノリティとしての聾者を語る際、この日本手話と日本語対応手話は明確に区分される。

3.2 評者の問題関心とスタンス

従来、聴覚に障害をもつものを「聴覚障害者」として扱われていたものが「ろう文化宣言」などにより、聾者は「言語的マイノリティ」として捉え直される。本稿でも「聾者」を「日本手話を扱う者」という概念で議論をする。なぜなら、本書を書評するうえで、概念を一致させることは、日本手話における教育から派生した情報保障を議論する上で必要であると判断したためである。しかしこれは従来の「耳の聞こえない者」が、「言語的マイノリティである聾者」になったという単純な話ではない。「耳の聞こえない者」の中には「日本手話を扱わない者」が少なからずいる。「ろう文化宣言」や本書の整理によれば、彼らは「難聴者」にあたる。言い換えるなら、聴力が全くないものであっても、日本語(日本語対応手話)を用いる場合は「難聴者」に該当する。また中途失聴者も、以前は聞こえていたという意味を含むが、成人して聴力を失った場合など、日本手話を十分に扱わない難聴者として整理される。つまり、日本手話を扱う言語的マイノリティが構築される一方で、聴力に障害をもちながらも日本手話を扱わない者は「言語的マイノリティ」としての立場を獲得せず、従来の「聴覚障害者」(難聴者・中途失聴者)としてなお存在し続けている。「ろう文化宣言」が提唱された際、聴力を基準に切り分けられていた「聾者」像が、「言語」を基準に切り分けられることにより、日本手話を扱わず、みずからを“聾者”だと認識している聴覚障害者からは「アイデンティティを奪う行為である」という批判を受けることとなった(木村・長谷川・上農 1996)。

評者は聴者中心に構築された社会において、これらの難聴者たちが通訳を用いて聴者とのコミュニケーションを図るという支援に携わってきた。具体的には、難聴者を社会的支援が必要とするものとして捉え、情報保障によって聴者との間におけるコミュニケーションの障害を軽減し、聴者と対等の社会参加を目指すムーブメントである。これは本書において聴者の価値基準にねざした運動として位置づけられるだろう。しかし、日本手話を扱わない難聴者や中途失聴者においては、聾者にとって「次善の策」として位置づけられる情報保障が、学習場面や日常のコミュニケーションにおいて「前提条件」として位置づけられる。そのため、情報保障の価値付与や、運用の仕方、コミュニケーションを構築するためのアプローチが聾者の文脈とは異なる。本稿では、情報保障の利用者でありながら文脈から切り離された難聴者や中途失聴者を取り上げることで、手話を中心として構築される聾者へ情報保障のズレを明確にし、情報保障の課題を再構築することを目的とする。

3.3 情報保障における通訳の違い

上記の「日本手話」と「日本語対应手話」の区別からも容易に予想されるように、情報保障における通訳の仕方が異なる。「日本手話」は日本語とは別の言語であるため、通訳者は発話者の発言の内容の意味を理解して、文化的背景の違いを考慮した通訳が必要となる。それは、外国語の通訳と同様に、文化的背景の違いを考慮し、他言語に「翻訳」するという作業である。つまり、日本手話通訳は「ことばを訳すことと同時に双方の文化的差異、知識や背景の違いを踏まえた上で両者を結ぶ」（木村 2009: 67-8）という作業が必要となる。

しかし、日本語対应手話はもともと日本語である音声言語を、対応したジェスチャーという動作（口の動きなども含め）に置き換えるものである。通訳者は意味をつかめども、文化的背景を考慮することはせず、極端に言えば「聞こえた音声情報をそのまま動作に置き換えても」通訳として成立する。これらは、情報の形式の音声から動作へ「変換」する作業である。ノートテイクやPC通訳も、音声から文字情報に「変換」するため、日本語対应手話通訳と同様の整理がなされる。

この「日本手話」と「日本語対应手話やノートテイクなど」の2つの通訳の違いは聾者と難聴者への情報保障の違いに現れる。聾者は日本手話が第一言語であるため、その言語の通訳が必要であるのに対し、難聴者などは聴者と同様に日本語がベースをしているため、逆に日本手話通訳ではコミュニケーションが成立しなくなる可能性さえある。さらに、手話自体（日本手話および日本語対应手話）を用いない難聴者や中途失聴者もおり、彼らへの情報保障は日本手話通訳や日本語対应手話通訳のみではなく、ノートテイクやパソコン通訳などの文字による通訳に限られている。

つまり、日本手話を扱う聾者に対する情報保障は、「翻訳」作業である日本手話通訳であるのに対し、日本語をベースにしている難聴者や中途失聴者に対しては、情報の「変換」する「日本語対应手話」や「ノートテイク」・「パソコン通訳」などの通訳がなされていく。

これらの整理で明確になることは、難聴者や中途失聴者は日本語をベースにしているた

め、聴者と言語共同体が同じであり、情報保障の作業は情報形式の「変換」に限られ、タイムラグの課題のみが注目されるという点である。

3.4 本書と共有する情報保障における分析対象場面

本書で扱う事例は、「(聾者は) 手話のできない聴者と話す時のみ、(略) コミュニケーション障害を経験する」(本書: 51) という認識から、情報保障が必要な文脈は聴者と関わる機会に限定され、会議や教育現場など、話し合う目的が明確である場を検討している。

しかし、難聴者は日本語を母語しており、文化的コンフリクトも聾者ほどではないため、比較的、聴者と関わる機会が多い。また聴力の程度によってコミュニケーション方法が多様であるため、難聴者同士であっても、コミュニケーション障害を経験する場合さえある。すなわち、難聴者は、聴者、聾者、そしてコミュニケーション方法が異なる難聴者と関わるなど、情報保障を必要とする場面が日常的に多く存在している。

本稿では、そのような日常的なコミュニケーションの場(対話場面など)における情報保障を検討する。ここでの違いは情報の伝達が「講演会」などの主に一方的になされる場(設置通訳)での情報保障ではなく、対話相手と対等に会話をするというような双方向の情報伝達を主に考えている、(本書における「会議の場」や「友人への会話」などがこれにあたる)。

3.5 既存の難聴者は聾者になり得るのか

本書では、聴覚障害者に対する教育の文脈における記述で「公立の聾学校において、『日本手話ベースの子どもと、手話よりも聴覚優位な子どもがいる』と語られるのは、そもそもそこに音声を発する教師なり保護者なりがいて、音声の聴覚刺激があるがゆえに生じることであり、口話がなく手話言語のみの学習環境があれば、発生しない差異といえる」(本書: 202) とあるが、これは以前、口話法教育が行ってきたような、「(手話は) 他の子どもの目の見えないところでやってほしい」(本書: 224) という 1979 年頃の聾教育における他の教員からのクレームの裏返しのように捉えられてしまう可能性がある。つまり、児童の言語的指導を手話(日本手話)や口話(日本語)のみに限定することは、別の言語圏を排除する作用があるのではないかというような批判が可能である。

また、本書で「自らのコミュニケーション手段としては手話を用いない軽度・中軽度の難聴学生は、自分よりも聴力の厳しい学生との出会いを通じ、聴覚障害学生同士の共通のコミュニケーション手段として手話を学んでいくことになる」(本書: 214) とされているように、著者は聴覚障害学生が手話に出会った際、アイデンティティなど再構成など自己の葛藤を覚えつつ、手話を体得していくという過程を想定している。したがって、難聴者は日本手話を体得していき聾者になる想定のもと、聾者における情報保障の課題を整理している。

しかしながら、手話や聾文化に対するの価値に自明的ではない難聴者や中途失聴者も少なからずいる。その点について、例えば難聴者 A 氏の語りを以下に紹介したい。A 氏は聴力がなく、補聴器や人工内耳も身体にあわなかった。しかし、手話を用いて生きていこうと

はせず、発話を用いて聴者の社会に暮らしている聴覚障害者である。

——²手話を使うか、使わないかは本人の自由だと思うのですが。手話を第一に使うということはしたくないのはなぜ？

A氏：子供の時から、手話を使っている人を見て、なんか違うなと思っていた。まあ僕が、聾学校は幼稚部だけ。幼稚部しか経験してないから、そういう学校の環境、聴覚障害者と集団で生活した経験が、幼稚部まで。小学校からは、ほとんど（聾者や聴覚障害者の）集団で生活することがなかったから、小学校からもうずーっと、聞こえる人の中で育ってきてるから、それが大きいですね。ろう者として手話を使って生きていこうと、言われても僕には馴染まない。まあ、人によっては、大学生になってから、または社会に出てから、ろう者になる人もいるみたいだけど、僕にはその感覚はわからないね。どうしてそんな自然に健常者の中で生きてきた人を、生きてきた聴覚障害者からどうしてそんな自然にろう者になっていくのか、僕にはわからないね。でもそういう人がいることも、実際ある。あるけど、僕にはそれは、僕にとっては、馴染まない。

——流れはわかったんですけど、なんで違和感が子供のときあったのか？ 馴染めない理由っていうのはどういうところにあると思いますか？

A氏：なんでかわからないけど、なんか手話ってダサイと思ってた。ダサイっていうか、手話を使うってことは、わざわざ自分が聴覚障害者ですってアピールするようなものだから、そういう意味で、抵抗があった。今は抵抗はないけど、子供の時は手話に対して抵抗があった。まだ話はあると思うけど、今言えることはそれくらいかな（Interview 2013.6.19）。

A氏は自己の語りの中で、「ずーっと、聞こえる人の中で育ってきてる」ということを理由に「ろう者として手話を使って生きていこうと、言われても僕には馴染まない」と位置づける。今後どうなっていくかは定かではないのだが、教育的環境などにより、手話に関して「ダサイ」というマイナスの価値付けをしていた。彼らが手話に出会ったとしても、手話を中心としたコミュニケーション方法を選択し生きていくことは「馴染まない」。インテグレーションの影響などにより、一般校に通う聴覚障害者が後々、手話に出会ったとしても、すんなりと自分の言語として体得し、アイデンティティを再編成できるということではない。

A氏のように手話への価値付けの違いにより、「手話を使用しない生き方」を選択する聴

² インタビューデータにおける評者の発言は「——」と記載する。

覚障害者があり、彼らのような存在は、「情報保障が次善の策であり、手話でコミュニケーションをとるのが理想的である」というような本書のアプローチによっては捉えられず、依然として情報保障が必要な難聴者として残り続ける。また、中途失聴者に関しても、一般校で日本語を学んだ経緯がある場合、上記と同様のことが想定されるばかりか、年齢を重ねた上で失聴した場合は、手話を体得すること自体が困難であり、教育機関のみならず日常生活においても、情報保障の必要性と課題が存在し続ける。

4 タイムラグの再検討

2.2「情報保障の問題と位置づけ」で記述したように、情報保障において通訳者を介する以上、「タイムラグ」の課題は避けては通れない。そのため、聾者における情報保障の構築の過程では、言語の違いとして問題化され、「理想的には、聴者も手話を使って、聾者的なスタイルで全員が議論するしかない（聾者が聴者的なスタイルで議論するのは不可能である）」（本書：72）と整理される。しかし、本稿では、日本語を扱う難聴者の情報保障の事例を通し、情報保障を「聴者と同等に参加する権利を保障するために用意されるもの」（本書：67）といったような聴者のコミュニケーションを前提として対等に参加するものとしてではなく、「情報保障自体がコミュニケーションを再構築するもの」として捉え、タイムラグの問題を再検討する。

4.1 難聴者における情報保障の位置づけの違い

「理想的には、聴者も手話を使って、聾者的なスタイルで全員が議論するしかない」（本書：72）という本書のアプローチでは、手話を忌避する難聴者や、既存の中途失聴者の課題を解決しえるものではない。日本語をベースにする難聴者にとっては、「情報保障の不十分さを含め、いかにコミュニケーションが構築可能であるか」について議論が必要であり、聴者と関わるときのみ情報保障が必要となる聾者とは情報保障の扱い方が異なる。さらにいえば、著者は情報保障を聴者とコミュニケーションをとる場合に限って必要であると想定し、一対一の対話場面においては「聴者の話に聾者が対等に参加する」（本書：72）という観点から、いかに迅速に、スムーズに誤りがなく伝達ができるかが、「よりよい情報保障」として考えている。そのため、「タイムラグ」は聴者のコミュニケーション方法に照らし合わせると課題として立ち現れる。

その結果として、「タイムラグ」は避けて通れないものであるため、通訳者という人を介す以上、完全な情報保障はあり得ず、情報保障自体を次善の策として位置づけ、理想の形は聴者も聾者的なスタイルで全員が議論することと整理がなされる（本書：71-2）。つまり本書は聾者の文脈に沿って、聾者は聾者同士の会話でコミュニケーション障害が発生せず、聴者と関わる際にはじめて“障害”を経験することから、情報保障の位置づけが「聴者のコミュニケーション場面对等に参加するためのもの」という前提から出発する。

しかし、本稿では手話を用いない難聴者の視点で考えることによって、情報保障は「聴者のコミュニケーションへ対等に参加する」というのみの観点ではなく、あらゆる状況において必要になるものであることが明らかになる。すなわち、情報保障とは、聴者のかたどられたコミュニケーション場面へ参加するものという前提に限ったものではなく、本来「コミュニケーションを保障するもの」であり、対話場面の文脈に即せば、「いかに聴者などの対話相手を巻き込み、関係性を構築するか」ということこそが難聴者における情報保障のリアリティだということになる。そのように問題を捉えなおすことによって、以下では、難聴者の情報保障から得られる視座によりながら、聴者のかたどられたコミュニケーション場面の前提を崩しつつ、タイムラグを引き受けた上で、どのように互いのコミュニケーションを構築することができるのかといった点について考察していくことにしたい。

4.2 難聴者からなにを学ぶのか——情報保障内容の開示とコミュニケーション場面の再構築

本書では、情報保障において手話通訳を介したとしても、タイムラグが避けられないため、必ず拳手をして発言するなどの厳格なルールを決めておくこともできるが、そのようなルールのもとで飲み会を行った著者は、「ルールが生み出す空間の堅さに、筆者自身、滑稽さに近い違和感を禁じ得なかった」（本書：72）とある。

確かに、飲み会などざっくばらんに話をし、人との良好な関係を構築する飲み会の機能が、このような厳格なルールを課すことで果たせなくなる。飲み会に通訳者を連れていく難聴者はどのような対応をとるのであろうか。難聴者のB氏の語りを紹介する。

B氏は10年ほど前から情報保障を利用し、日本語対应手話を主に用いる。聴者と話すときは、音声言語で伝え、手話のわからない聴者の発言は残聴と読唇である程度話を読み取る。

——通訳を付けた時は、自分から発言ってしますか？

B氏：うんするよ。私はね。

——なんかパソコンとか手話ってラグがあると思うんですけど、どうやって発言とかしますか？

B氏：パソコンテイクだったら文字も、文字をみんなに見えるようにするとか。手話通訳だったら手話通訳してもらう時に、声も一緒に出してもらいながら通訳してもらうと、みんながどれくらい私に伝わってるのかわかるし。スピードどれくらいで話したらいいのかわかるから、それでちょっとマシになる。のと、できるんだったら、発言者は彼らないようにしてほしいとかお願いする。
(Interview 2013.9.2)

手話（日本手話および日本語対应手話）には「手話が理解できる聴者以外には、聾者に

も聴者にも、変換³が適切になされているのかの判断がつかない」（本書：292）という特徴がある。具体的には、聾者は日本手話に翻訳される前の音声言語（日本語）の内容を知りえないし、聴者は翻訳後の情報（聾者の発言が通訳者にどう通訳されたのか）を知りえない。お互い情報が不透明であるからこそ、通訳が今どの段階まで進んでいるのか、なにが通訳されているのかを知る術がないのである。すなわち聴者は通訳のタイムラグの度合いを認識する機会がなく「情報保障をつけているのだから、話し合いができるはずである」と想定されてしまう。その打開策としてB氏は、通訳情報の開示を行う。具体的には、手話通訳の場合、声を出してもらうということなどである。手話のわからない聴者にとって「どこまで通訳されたのか」というのを音声によって認識させる。またPC通訳の場合は、モニターを対話相手（聴者）などにも公開し、利用者（難聴者）が見ている情報をその場にいる全員で共有する。これにより、「どこまで利用者（難聴者）のもとへ情報が伝わっているのか」を周囲の聴者がある程度知ることができる。

以上の事例から導き出される視点は、以前は通訳における情報のやり取りが通訳者と利用者（難聴者）の間だけで閉鎖的になされていたため、対話相手（聴者）はその情報のやり取りを知る術がなく、対話相手（聴者）が切り離された状態で会話場が構築されていた。そして、本書のように情報保障において聴者中心のコミュニケーションへの参加が目指された場合、タイムラグの問題が浮上し、「通訳者を用いる利用者が解決すべき課題」として捉えられる。その上で、タイムラグの問題は解決しようがないため、通訳者を用いる利用者にとって「次善の策」としての位置づけがなされるのである。

しかし、情報の開示を行うことは、対話相手（聴者）にも開かれたコミュニケーション場面の再構築の試みでもある。利用者（難聴者）と通訳者との間のみでやりとりされる情報を、対話相手（聴者）にも拡張し、「タイムラグ」が通訳者と利用者（難聴者）の閉鎖された関係において解決すべき課題なのではなく、対話相手である聴者にも共有させることにより、タイムラグを前提とした会話を成り立たせることが可能になる。つまり、対話相手である聴者にも同様の現象として捉えられ、タイムラグを含めたコミュニケーション場が相互行為として再構築されるのである。

なお、この方法には、いくつかの実践的な課題が存在している。一つは日本手話の場合、通訳者が音声を同時に話すことは不可能である点である。日本手話は日本語とは異なる言語系統をもち、固有名詞などを除いて、口の形なども日本語とは異なる形で表現される（坂田ほか 2008）。日本手話を読み取り音声言語として伝える通訳者がもう一人必要となるかもしれないが、予算や通訳者間における通訳情報の解釈のズレなど新たな課題が生ずることは銘記されるべきである。

³ 本書では、日本手話を日本語に翻訳する作業、ならびに日本語の形式を変える作業を「変換」と用いている。

5 まとめ

聾教育において、手話の使用は否定され続けてきた経緯がある。当事者が必要性を訴えても、現在に至るまで、公的な教育現場において日本手話は積極的に取り入れられることはなかった。本書は、教育現場の意志決定機関に参加し、そこで行われるディスコース空間が聴者中心であること、また聴者の価値基準によって指針が決められている構造を明らかにした。例えば教員のインタビューにおいて、社会で日本手話は通用しないという前提のもと、日本語の獲得が第一義として位置づけられている状況が、どの教育機関においても一貫としてあることを分析を通して明らかにした。これらの現象は、私たち聴者の「聞こえないより聞こえた方がいい」「聞こえないことは不便である」という価値基準で物事を判断し、無意識的にも社会・教育現場を構築してきたことへ反省を迫るものである。マイノリティの問題は、聾に限らず、障害、セクシュアリティ、同和、外国人など多様である。私たちは「当たり前」だと思い社会を構築する一方で、彼らの可能性を排除し、無意識に抑圧し権利を奪い続けている状況を、今一度、見つめ直す必要がある。

本書は、聾の立場の意味世界を可能な限り言語化し、聴者に理解可能な形で提示し、今の社会を見つめ直す機会をもたせた。私たちに向けて日本手話における教育の意義を再確認させると同時に、教育現場が孕む構造的な問題を分析し提起した。これは教育現場に限った話ではなく、もし我々が巷で聾者と出会うことがあれば、どのように関係をもつことが可能であるのだろうかというミクロな問いとして解釈可能である。聾者と聴者の間のコミュニケーションの問題を言語の違いという文脈のみで捉え、聴者が日本手話を扱えばよいという整理では、事実上難しい面がある。聴者は日本語を第一言語とし、日本手話を体得するにはそれなりの時間と労力が必要である。また、拡大解釈すれば、日本語とは違う言語である日本手話を強要する行為は、言語的な支配の裏返しであると非難される危険性がある(日本語がいまなお支配的である社会を注意すべきだが)。評者は、日本手話が教育現場において積極的に認められた後に、情報保障の課題が浮かび上がると考えている。聾者は日本手話を、聴者は日本語を用いる者同士の出会いにおいて、通訳の課題は避けては通れず、難聴者の社会的状況に(一致まではしないが)似てくる。その場合、本書の分析として、聴者との対等な参加は構造的にできないという見解は論理的に正しいのだが、それは既存の情報保障のあり方のアンチテーゼであり、コミュニケーション障害の解決策ではない。どのようにすれば聴者と聾者がお互いの言語を尊重し合いコミュニケーションが構築可能であるのか。難聴者の事例などを通して、情報保障の可能性を、今一度検討する必要がある。

[参考文献]

- 木村晴美, 2009, 『ろう者の世界 続・日本手話とろう文化』生活書院.
———, 2011, 『日本手話と日本語対应手話(手指日本語) 一間にある「深い谷」』生活書院.
木村晴美・市田泰弘, 1996, 「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者——」『現代思

想』24(5): 8-17.

木村晴美・長谷川洋・上農正剛, 1996, 「ろう者とは誰か/手話は誰のものか」『現代思想』
24(5): 110-36.

坂田加代子・矢野一規・米内山明宏, 2008, 『驚きの手話「パ」「ポ」翻訳——翻訳で変わる
日本語と手話の関係』星湖舎.

(いづか・まこと 博士課程後期課程)